

三越伊勢丹プロパティ・デザイン安全衛生協力会 会則

- 第1条 本会は三越伊勢丹プロパティ・デザイン安全衛生協力会(以下「会員」と言う)と称し事務局を株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン(以下「会社」と言う)内に置く。
- 第2条 (目的) 本会は会社と会員が相協力し、会社が受注する建設工事及び製品納入における労働災害(第三者災害を含む)の防止と品質確保の実施を目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は第2条の目的達成の為に次の事業を行う。
1)労働災害防止及び品質確保の立案と実施に関する事項
2)労働災害防止及び品質確保の教育及び研修に関する事項
3)技術向上、各種資格取得の推進に関する事項
4)会社・会員同士の情報交換と親睦の推進等
5)その他安全衛生全般に関する事項
- 第4条 (会員) 本会は、会社と取引関係にあり、自ら希望して会員となった協力会社を以って構成する。会員は本会の目的達成の為に、次の事項を遵守しなければならない。
1)本会が発信する政策・各種指導事項や安全衛生対応について遵守する
2)本会の活動方針・各種事業活動に協力し、本規約第2条の目的を達成する
- 第5条 (入会) 本会への入会は次の事項を満たした者とし、入会申込書により役員会の承認を得て入会出来るものとする。
1)会社と継続的に取引があるもの。
2)取引する事業に必要な許認可を有し適切な管理が出来るもの。
3)所轄事業に経験と実績があり社会的信用が高いもの。
4)その他、会社が推薦するもの。
- 第6条 (会員資格喪失) 本会会員は次に該当した場合は、役員会の決議を以ってその資格を喪失し本会に対する一切の権利を失うものとする。
1)取引する事業に必要な許認可を喪失した又は事業の継続が困難となった場合
2)会社から取引停止処分を受けた場合
3)会費を所定期日までに払い込まない場合
4)会員より退会の申し出があった場合
5)その他、本会の活動に非協力的な場合
- 第7条 (会費) 会員は本会運営の為に、会費を納入しなければならない。
1)会費は年間 ￥35,000-
2)途中入会においても年間会費は変わらないものとする。
3)会費は一切これを返還しない。
- 第8条 (役員) 本会は、次の役員を置く。
会長 1名
副会長 1名
会計 1名
会計監査 2名
顧問 1名
会員幹事 若干名
会社幹事 若干名
1)役員は全て総会において選出する。但し会社幹事は会社から役員会に届け出ることによって選出されるものとする。
2)顧問は会社の代表者として役員会に届け出るものとする。
3)会役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第9条 (役員職務) 本会の会長、副会長、会計、会計監査は役員会での互選で決定し、次の職務を行う。
1)会長は本会を代表し業務を統括する。
2)副会長は会長を補佐し会長に理由がある場合はその業務を代行する。
3)会計は年度末に決算報告書及び次年度の予算書を作成する。
4)会計監査は会計の監査をし総会で報告する。
5)顧問は必要に応じて本会を諮問する。
6)幹事は本会の事業活動を立案し実行する。

第10条 (事務局)	事務局は本会の事務を処理するとともに本会運営の庶務、会計等を行う。
第11条 (総会)	<p>総会は年1回開催する、開催時期は年度始め2ヶ月程度を目処とする。 又、第12条の役員会の決議により臨時総会を開催することが出来る。 議長は会長がそれにあたる。 総会は委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、また決議事項は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。 総会の議題は次の事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 前年度事業活動の報告及び新年度事業活動計画の決定 2) 前年度の決算報告と新年度予算の承認 3) 役員を選出 4) 会則の変更 5) 第19条 解散・清算の承認 6) その他必要な事項
第12条 (役員会)	<p>役員会は、会長が適時招集し議長として進行する。 役員会は役員過半数の出席により成立し、決議事項は出席役員過半数をもって決定する。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。</p>
第13条 (小委員会)	<p>役員会の下部組織として小委員会を置く。小委員会は事務局が適時招集し会を進行する。 メンバーは役員選出会員の安全衛生担当者とし幹事及び事務局と共同で本会の事業活動を立案し、実行する。</p>
第14条 (安全大会)	<p>本会の事業活動の啓蒙と会員の親睦を目的とし、総会と同日開催とする。 大会内容は次の事項とするが役員会にて決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本会事業活動功労者の表彰 2) 安全衛生管理活動啓蒙標語の優秀作品応募者の表彰 3) 有識者による講演 4) 親睦 5) その他
第15条 (活動経費)	<p>本会事業活動の為の経費は、本会の運営費で負担する。 安全パトロール時の交通費など、必要経費は負担するが日当等は支払わない。</p>
第16条 (見舞等)	<p>会員に不幸があった場合、会長と事務局の連絡により下記のお見舞いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会員の代表者が死亡した場合、供花1つを見舞う。 2) 会員が火災、洪水等に被災した場合、上限30,000円を見舞う。
第17条 (会計年度)	本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までの1年間とする。
第18条 (細則)	本会運営上の細則は役員会で決定する。
第19条 (解散)	本会は総会の決議により解散及び清算が出来るものとする。
第20条 (付則)	本会則は平成26年10月1日より実施する。

平成26年10月 1日	発行
平成26年11月28日	改訂
平成29年 6月 1日	改訂